

# 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案による取引環境整備の必要性

## <デジタルプラットフォーム (PF) の特徴>

- 両面市場の大量のデータを集積・構造化することで社会に多大な便益を提供。
- 他方で、ネットワーク効果や低い限界費用等の要因により、独占・寡占に至りやすく、ロックイン(囲い込み)効果が働きやすい。
- 公正取引委員会が特に問題点の指摘が多いモール・アプリストアの調査を実施。(2019)

## <利用事業者の懸念>

- (規約変更による取引条件の変更等)**
  - 規約の一方的な変更によって手数料を引き上げられたり、新しい決済システムを導入されたりした。
  - 規約を一方的に変更され、同意しないとサービスが制限される。
  - 悪質な返品を受け入れを事実上強制されている。
- (自己又は関連会社と異なる扱い)**
  - 検索表示、決済方法、手数料などで自社又は関連会社を優遇している。
- (取引データを利用した直接販売)**
  - P F 提供者がモールの取引データを活用して同種の商品を後追的に販売。
  - P F 提供者はアプリのユーザー情報を得た上で自ら提供するアプリの販促活動に利用することができる。
- (最恵国待遇条項)**
  - モールでの価格を他のモールと同等又はそれよりも優位にするよう要請された。

オンラインモール市場と  
出店事業者数  
売上額 9兆円(全体)  
事業者数 99万社  
(大手モールのべ)

<利用事業者のうち売上依存により  
利用せざるを得ない者の割合>  
Aモール: 77%  
Bモール: 64%

アプリストア市場と  
利用事業者数  
売上額 1兆7000億円  
事業者数 70万以上  
(大手1社)

<利用事業者のうち売上依存により  
利用せざるを得ない者の割合>  
Aストア: 51%  
Bストア: 47%

## 取引慣行等に関する実態調査の結果見えてきた課題

### 取引環境上の主な課題

(PF提供者の意見も聴取の上、整理された課題)

- (規約変更による取引条件の変更等)**
  - P F 提供者は規約変更の際に①利用事業者に変更内容を事前に通知して十分に説明する、②規約変更について利用事業者から合理的な意見が寄せられた場合には、当該意見をできる限り考慮する、③規約変更の通知から適用されるまでの期間を十分に設けることが必要。
  - 取引の透明性・公正性を高めるため、返品・返金の条件を書面で定めておくことが必要。
- (紛争処理等の体制)**
  - 詳細基準を定めると悪用される場合には、調停者を定めることを検討する必要。
- (取引データの利用範囲の明示)**
  - 販売情報、顧客情報等の取引データについて、①自ら又は関連会社による利用の有無、②利用する場合における目的、範囲、当該データにアクセスする条件等について明示することが必要。
- (自己又は関連会社と異なる扱いの明示)**
  - ①検索順位を決定する主なパラメーター等を明らかにする、②自ら又はその関連会社との間で、手数料や表示方法等について公平に扱う又は、異なる条件とする場合には明示することが必要。

### 独占禁止法上の主な課題

- (規約変更による取引条件の変更等)**
  - 取引上優越した地位にある P F 提供者が①手数料を引き上げる②新しいサービスの利用を義務化する等の規約変更により、正常な商慣習に照らして不当に、利用事業者に不利益を及ぼす場合には独占禁止法上問題(優越的地位濫用)となるおそれ。
- (取引データを利用した直接販売)**
  - P F 提供者が、立場を利用して得た競合する利用事業者の販売情報、顧客情報等の取引データを自ら又は関連会社による販売活動を有利に行うために利用し、競合する利用事業者と消費者との取引を不当に妨害すれば独占禁止法上問題(競争者に対する取引妨害等)になるおそれ。
- (自己又は関連会社と異なる扱い)**
  - P F 提供者が、自ら又はその関連会社と利用事業者との間において、手数料や表示の方法等について不公正に取り扱う、検索アルゴリズムを恣意的に操作して自ら又はその関連会社が販売する商品を上位に表示して有利に扱うなどにより、競合する利用事業者と消費者の間の取引を妨害する場合には、独占禁止法上問題(競争者に対する取引妨害等)となるおそれ。



規約の一方的変更・取引拒絶の理由等、  
取引の透明性が低い

利用事業者の合理的な要請に対応する  
体制・手続が不十分

透明性の高い市場は公正な競争の土台

公正な競争を阻害する行為

## 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案による、 取引基盤に関するルールの整備の方向性

- 取引条件等の情報の開示**
  - 商品等提供者に対する契約条件の開示や変更等の事前通知を義務付け。
- 自主的な手続・体制の整備**
  - 特定DPF提供者は、経済産業大臣が定める指針を踏まえて必要な措置をとり、手続・体制の整備を行う。
- 運営状況のレポートとモニタリング・レビュー**
  - 特定DPF提供者は、1) 2) の状況についての自己評価を付したレポートを経済産業大臣に対し毎年度提出。
  - レポートを受理した経済産業大臣は、運営状況のレビューを行い、評価を公表。その際、商品等提供者、商品等需要者、特定DPF提供者等の意見を聴取し、関係者間での課題の共有や相互理解を促す。
- 法の適用執行**
  - 命令等の行政措置、罰則、内外無差別

・独占禁止法上の違反のおそれがある事実は、公正取引委員会に対応を要請することを検討。

## 独占禁止法による 個々の違法事案の是正

- 不公正な取引方法として、下記のような行為を禁止
- 排除措置命令や課徴金納付命令の措置

- 取引拒絶 ・抱き合わせ販売
- 取引妨害 ・優越的地位の濫用 等

※取引環境の整備に関するルールがある分野の例

・製造分野 (P Bブランド等含む) /ソフトウェア開発/映画・ゲーム等のコンテンツ制作 /各種のサービス委託分野 (下請法)

・各種業法による規律 (電気通信事業等)  
・フランチャイズ分野 (中小小売等における情報開示等)

# 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案の概要(2/2)

## 1.現状と課題

### オンラインモール、アプリストアの実態調査から見てきた取引環境の課題

- ✓ 規約の変更、取引拒絶の理由、データの利用等について**不透明さ**があり、取引先の**予見可能性が極めて低くなっている**という問題
- ✓ 取引先の意見に対する**手続や体制が不十分であるなどの手続面での公正さ**に関する問題
- ✓ こうした問題が、**公正な競争を阻害する行為の原因ともなっている**

※市場規模  
オンラインモール市場 売上額9兆円\*・事業者数99万社  
\*サービス料等を高めると約18兆円  
アプリ市場 売上額1兆7千億円・事業者数70万社以上

➡ **利用事業者との関係での取引環境の改善は急務**

<利用事業者のうち売上依存により  
利用せざるを得ない者の割合>  
Aモール：77% Aアプリストア：51%  
Bモール：64% Bアプリストア：47%

➡ **デジタルプラットフォームの透明性・公正性の確保に関する規律を定めることにより、重要な取引基盤としての健全な発展を図り、公正かつ自由な競争を促進する必要**

## 2.概要

### (1)基本理念

デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する施策は、**デジタルプラットフォームが、利用者の便益の増進に寄与し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展にとって重要な役割を果たすものであること**に鑑み、デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための**取組を自主的かつ積極的に行うこと**を基本とし、**国の関与その他の規制を必要最小限のものとする**ことにより**デジタルプラットフォーム提供者の創意と工夫が十分に発揮**されるよう、**デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供者との間の取引関係における相互理解の促進**を図ることを旨として、行われなければならないこと等を明記。

### (2) 規律の対象

#### ● 特定デジタルプラットフォーム提供者の定義

・「デジタルプラットフォーム」については、下記の要件で捉える。

- ① デジタル技術を用い、商品等提供者と商品等需要者の間の**取引等をつなぐ場（多面市場）**を提供すること
  - ② **インターネット**を通じ提供していること
  - ③ **ネットワーク効果**（商品等提供者・商品等需要者の増加が互いの便益を増進させ、双方の数がさらに増加する関係等）を利用したサービスであること
- ・そのうち、特に取引の**透明性・公正性を高める必要性の高いもの**を「特定デジタルプラットフォーム（特定DPF）」として政令で定め、規律の対象とする。その際、**分野・規模のメルクマールを定め、対象が必要最小限度の範囲に限られるように設定**。←

・その際、予見可能性を高める観点から、政令の基準に該当するかどうかを明確にするための**手続規定を整備**。

- 対象分野の見直しのため必要な限度において、「デジタルプラットフォーム」一般について調査を実施。

【特定デジタルプラットフォームの分野・規模のメルクマール】  
①当該分野の**国民生活及び国民経済への影響の大きさ**  
②当該分野の**一部のデジタルプラットフォームへの利用の集中の度合い**  
③**取引の実情及び動向を踏まえた商品等提供者の保護の必要性**  
④**他の規制や施策での対応の状況**  
⑤当該分野内で**一定の規模（売上高等）**があると認められること  
→具体的には、各種調査で取引実態が明らかとなっている**大規模なオンラインモール・アプリストア**を当面の対象とする。

### (3) 情報開示と手続・体制整備

#### a) 取引条件等の情報の開示

- 利用者に対する**契約条件の開示や変更等の事前通知を義務付け**。←  
セキュリティ上の理由で開示できない場合等について、**適切な例外を規定**。
- 行政措置：開示がなされない場合、**勧告・公表**。  
それでも正当な理由なく是正されない場合には**措置命令**。

#### 【開示の項目例】

- ・取引拒絶をする場合の判断基準
- ・他のサービスの利用を要請する場合、その旨・理由
- ・契約変更や契約に無い作業要請を行う場合、事前に内容と理由を通知
- ・取引拒絶をする場合、事前にその旨と理由を通知

- ・問合せ、苦情等への対応に関する事項（窓口、処理フロー等）
  - ・検索順位を決定する基本的な事項（アルゴリズムの開示ではない）※
  - ・特定DPF提供者が取得・使用するデータの内容、条件※
  - ・利用者によるデータの取得・使用の可否とその範囲、方法等※
- ※印の項目は、商品等提供者のみでなく、全ての利用者に対して開示を求める。

#### b) 自主的な手続・体制の整備

- **特定DPF提供者は、経済産業大臣が定める指針を踏まえて手続・体制の整備を行う**。←
- 行政措置：特に必要な場合に限り、**勧告・公表**。

#### 【指針の項目例】

- ・商品等提供者に適切な対応をするための**体制整備**（国内管理人等の対応体制を含む）
- ・取引の**公正さを確保するための手続や体制の整備**
- ・**紛争処理体制等の整備**

#### c) 運営状況のレポートとモニタリング・レビュー

- 特定DPF提供者は、a) b) の状況とその**自己評価を付したレポートを経済産業大臣に対し毎年度提出**。
- レポートを受理した経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォームの**運営状況のレビューを行い、評価を公表**。  
その際、**基本理念を踏まえ、商品等提供者、商品等需要者、特定DPF提供者等の意見をバランスよく聴くこと**により、関係者間での課題の共有や相互理解を促す。また、**積極的な取組もベストプラクティスとして評価**。

【レポートの内容】①事業概要 ②情報開示の状況  
③運営における手続、体制の整備の状況 ④紛争等の処理状況 等

- **特定DPF提供者は、評価を踏まえ、透明性及び公正性の自主的な向上に努める**。

### (4) 公正取引委員会との連携

- **独占禁止法違反のおそれがあると認められる事案を把握した場合には、公正取引委員会に対し、同法に基づく対処を要請する仕組みを設ける**。

### (5) その他の規律

#### a) 商品等提供者の情報提供を容易にする手当て

- **報告徴収によって、契約上の秘密保持義務がかけられている商品等提供者からも情報提供を受けられるようにする**。
- **違法事実を申し出た利用者に対する不利益取扱を禁止**。

#### b) 主務大臣等

主務大臣は取引ルールを所管する**経済産業大臣**とし、データの流通等に関する事項は、**総務大臣への協議**を規定。指針の策定や一般DPFの調査では、**各事業所管大臣にも協議**。

#### c) 国内外の法適用

本法の規律は、内外の別を問わず適用。このため、現状海外事業者にも適用が行われている**独占禁止法の例等も参考に、公示送達の手続を整備**。

#### d) 見直し規定

施行後3年後を目途として、**施行の状況等を踏まえ、必要な見直しの検討を行う**。